

第2章 人と文化を育むふれあいのあるまちづくり

【施策の体系】

第1節 生きぬく力の育成

1 幼児期の教育の振興	(1)幼児教育の充実 (2)幼児教育に対する支援 (3)家庭教育への支援
2 義務教育の充実	(1)教育内容の充実 (2)教育環境の充実・支援 (3)施設・設備の充実
3 青少年の健全育成	(1)青少年育成環境の整備 (2)青少年の社会参加の促進 (3)主体的に活動する青少年の育成支援

第2節 生涯学習の推進

1 生涯にわたる学習・文化・芸術活動などの振興	(1)生涯学習の支援 (2)文化・芸術活動の推進と支援 (3)生涯学習情報の提供
2 社会教育の充実	(1)市民各層への事業提供 (2)施設の充実 (3)資料の充実整備 (4)課題解決を支援するサービスの充実 (5)子どもの読書活動の推進
3 文化財の保存と活用	(1)文化財保護思想の普及 (2)文化財資料の調査と収集・保管・公開 (3)郷土資料室の充実
4 スポーツ・レクリエーション活動の振興	(1)スポーツ・レクリエーションの普及 (2)スポーツ・レクリエーション環境の整備 (3)スポーツ・レクリエーション活動の支援

第1節 生きぬく力の育成

1 幼児期の教育の振興

【現状と課題】

幼児教育の充実

他者との関わりが苦手であったり話を聞けない子ども、年齢相応の身辺自立の遅れがちな子どもなどの問題が指摘されています。また、幼児期に最も大切と思われる子ども同士が創り出す遊びの力の弱まりも危惧されています。このように、さまざまな子どもの現状を踏まえ、幼児教育において幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育(保育)の一層の充実を図ることが、今後の重要課題となります。乳児期～幼児期～学童期～思春期の子どもの育ちについて、関連機関の教育内容の共有化と幼児・児童の交流連携などが必要です。

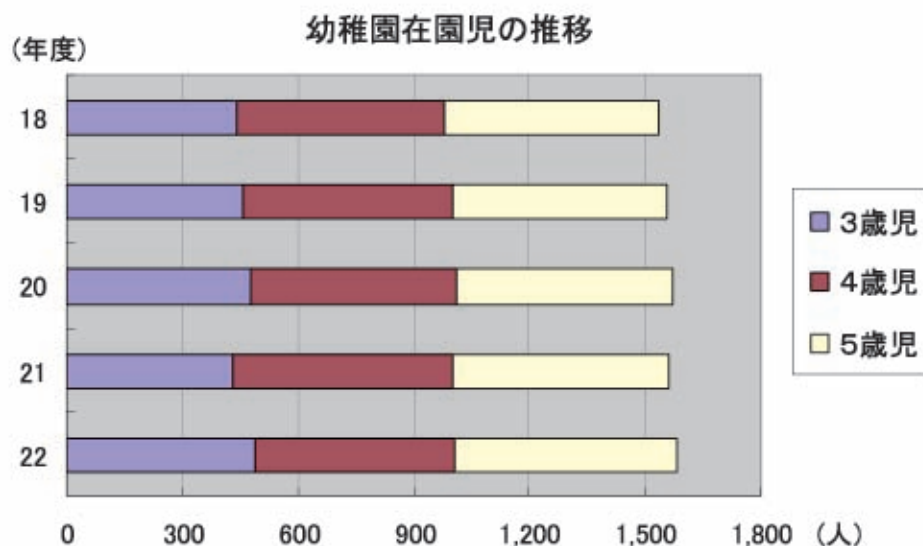
幼児教育への支援

幼児教育のうち幼稚園の運営に対し、国や東京都から私立幼稚園などに直接補助されます。

市からは私立幼稚園協会に対し、教諭の研修や福利厚生への補助を行っています。保護者の幼児期からの教育に対する関心、重要性の認識が高まるなか、保護者の負担軽減と幼児教育の振興・充実が求められています。

家庭教育への支援

子どもを取り巻く社会環境の変化により、子育てに関する不安や悩みは増大しています。一方で核家族化や都市化の進展により、地域とのつながりが希薄となっているため、身近な地域で子育ての悩みを相談する場や相手がない親もいます。子育てに関する情報が得られる親同士の交流の場の提供が求められています。



【施策】

(1) 幼児教育の充実

「幼稚園教育要領」を踏まえつつ、幼児教育のさらなる振興と充実を図るため、私立幼稚園協会への補助を継続するとともに、幼稚園・保育所・小学校の交流・連携を図り、幼児一人ひとりが就学前のステップとして人格形成の基礎を培うことができるよう推進していきます。

(2) 幼児教育に対する支援

就園奨励費補助や保護者負担軽減補助などを引き続き実施することにより、保護者の経済的負担を軽減し、適切な幼児教育を受ける機会の確保に努めます。

(3) 家庭教育への支援

公民館においては、子育て期の親の学習と交流の場の提供を行います。

児童館においては、幼児の健全育成とともに、幼児をもつ親の居場所づくりと交流の場の提供を行います。

【主な事務事業】

- 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金^{*}、私立幼稚園就園奨励費補助金^{**}等
- (仮称)稲城市教育審議会〔再掲〕

※私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者または私立認定こども園(保育所型、地方裁量型)の短時間利用児の保護者に対して、世帯の所得状況(市民税所得割課税額)に応じ保育料の一部の補助を行うものです。

※私立幼稚園就園奨励費補助金

世帯の所得状況(市民税所得割課税額)に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料を軽減するための補助を行うものです。

2 義務教育の充実

【現状と課題】

教育内容の充実

子どもたちの現状については、忍耐力や自立心の未発達、打たれ強さに欠けるなどが指摘されています。また、情報化社会の影響により、ネットいじめやコミュニケーションを図ることの苦手な子どもの問題も生じてきています。

これらの課題を踏まえ、次代を担う子どもたちには、ともに協力し切磋琢磨しあいながら、希望を持って力強く生きていく力を社会全体で育むことが求められています。

したがって、学校教育は、基礎的な知識・技能の定着とそれらを活用する能力の習得や社会体験、自然体験などの豊富な取組みを通じた豊かな心の育成、体力・身体能力の向上などに力を入れた、知・徳・体のバランスの取れた教育が重要です。そして、自立した社会の一員として、地域社会や国際社会に貢献できる人間の育成が必要です。

そのためには、一人ひとりに目が行き届き、丁寧な指導ができるよう、個に応じた教育を充実する必要があります。

また、子どもたちの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実が必要です。さらに、子どもの感性や創造力を豊かにする学校図書館の活性化が求められています。

学校施設・設備の整備

新たな都市基盤整備に対応した教育施設の建設が求められるとともに、施設の老朽化が見られることから、計画的な施設の改修が必要になっています。その際、学校施設・設備と児童生徒数とのバランスに配慮した学校規模の適正化を同時に行うことが重要です。

学校給食が成長期にある児童生徒の栄養と健康を支えるためには、学校給食共同調理場の充実、衛生管理の徹底、「食」に関する教育の推進などが必要です。

就学困難な子どもへの援助

経済不況や経済格差が深刻となるなかで、家庭の経済的な理由により就学が困難な児童生徒に対しては、今後とも必要な援助をしていく必要があります。

【施策】

(1) 教育内容の充実

① 基礎・基本の徹底と確かな学力の育成

小学校では平成23年度、中学校では平成24年度から全面実施になる新学習指導要領の内容を円滑に実現し、基礎的な知識・技能の習得を徹底するとともに自ら学び考える力を育成し、確かな学力の定着を図ります。また、一人ひとりの子どもにきめ細かく対応する個に応じた教育のため、指導体制などの充実を進めます。

② 豊かな心の醸成

道徳教育や人権教育の充実、福祉教育の推進などのさまざまな教育活動とともに、家庭・地域との連携を図り、他者を思いやる豊かな心の醸成を進めます。また、自然体験や社会体験・交流活動を通じ、子どもが自ら主体的に取り組む意欲を育てるなど、生きぬく力を養います。

③ 健やかな体の育成

体育の授業や部活動をはじめ、学校教育全体を通じて健康の維持・増進や体力向上を図り、生きていく基盤である健やかな体の育成に取り組みます。

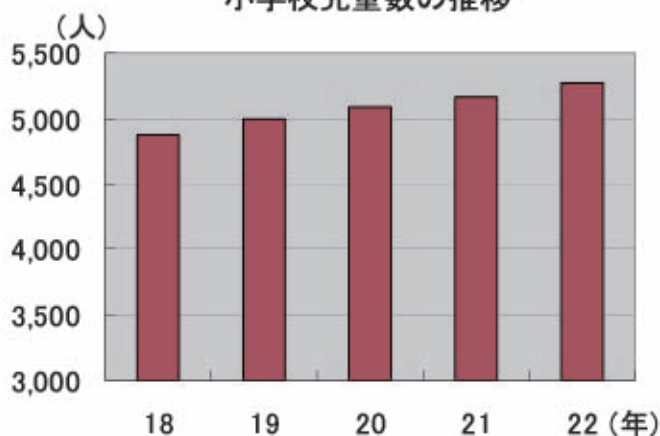
④ 特別支援教育の充実

就学相談や教育相談機能の強化、そして副籍制度の推進や教育的ニーズに応じた特別支援学級の開設など、特別支援教育の一層の充実を図ります。

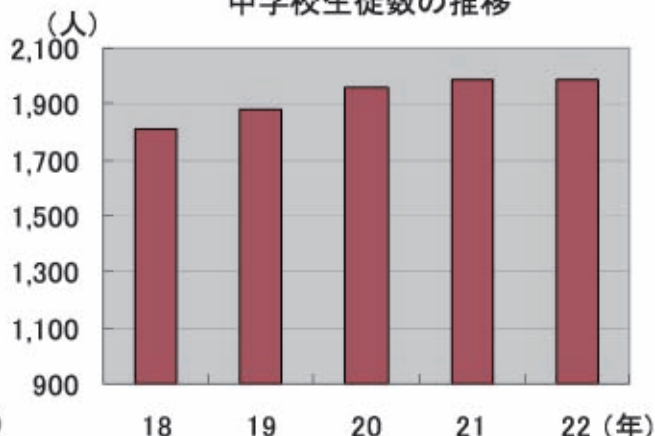
⑤ 国際社会で通用する人材の育成

外国語教育や情報教育などを通して国際性を育むとともに、地球規模で問題となっている環境や平和に対する教育を推進し、国際社会で活躍できる人材を育成します。

小学校児童数の推移



中学校生徒数の推移



(2) 教育環境の充実・支援

① 教員研修の充実

新しい学習指導要領の実施にともない、教員の研修体系の整備や教育センターの活用などを進め、教員の指導力向上を図ります。

② 学校安全の推進

学校施設・設備の安全安心に関するハード面・ソフト面の充実を図ります。

③ 学校図書館の充実

読書への興味関心を高め、子どもの読書活動に広がりや深まりができるよう、学校図書館司書の計画的導入を進め、学校図書館の一層の充実を図ります。

④ 就学困難な子どもへの援助

経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、就学援助を行います。

(3) 施設・設備の充実

① 学校施設などの整備

施設の老朽化が見られることから、計画的な学校施設などの改修を進めるとともに、新たな都市基盤整備の状況を見ながら、学校施設の建設などを検討します。その際に、学校施設・設備と児童生徒数とのバランスに配慮し、必要に応じて学区域などの見直しも行い、学校規模の適正化に努めます。

② 学校給食の充実

子どもに安全安心な給食の提供ができるように、共同調理場の運営・施設整備を計画的に進めるとともに、アレルギー対応についても検討します。また、地場野菜の使用や栄養管理・食事マナーなどの食を通じた教育の充実を図ります。

【主な事務事業】

- 小中学校大規模改修等事業（一小、二小、七小、一中、三中）
- （仮称）南山小学校建設事業
- 小中学校施設整備事業
- 学校図書館の充実
- 特別支援教育・教育相談事業の充実
- 学校給食共同調理場整備事業

〔教育施設位置図〕



3 青少年の健全育成

【現状と課題】

地域との連携

少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、家庭の環境やその機能が変わる一方で、近所づきあいや地域活動の減少など、地域のつながりが希薄化し、地域が担ってきた役割や地域住民を支える力の低下も懸念されています。

このため、青少年が多様な体験、世代を越えたふれあいや交流を通して積極的に社会との関わりを持てるよう、地域全体で青少年の主体的な活動を支援し、成長を支えていく必要があります。

横断的な協働体制

家庭・学校・地域および行政が連携して健全育成活動を横断的に推進するため、関係行政庁や市の幅広い分野から委員を選出した稲城市青少年問題協議会を設置して、青少年の健全育成に取り組んでいます。今後は、これまで以上にPTAや青少年団体などの関係諸団体との密接な連携を図り、市民との協働体制を確立、発展させ、地域の教育力を高めていくことが不可欠となります。

〔市内で行われている^{さい}塞の神行事〕



【施 策】**(1) 青少年育成環境の整備**

家庭・学校・地域および行政が一体となった総合的な取組みを図り、青少年を取り巻く環境を整備するとともに、青少年の健全育成の大切さを広くPRします。また、関係行政庁や市の幅広い分野から委員を選出している稲城市青少年問題協議会において策定される青少年健全育成方針に基づき、次代を担う青少年の健全育成に向けた活動を展開していきます。

(2) 青少年の社会参加の促進

青少年の文化・スポーツ・ボランティア活動や体験学習活動への参加を促進します。地域活動やボランティア活動などの社会参加を通じて、青少年のたくましく生きる力や社会性を育む取組みを推進します。

(3) 主体的に活動する青少年の育成支援

青少年のニーズの把握に努め、青少年が利用しやすい場や活動しやすい環境の確保など、青少年の社会参加につながる場と学習機会を提供します。また、次代を担う実践的なリーダーの発掘と養成、ボランティア活動の推進、関係組織や団体・サークルなどとの連携強化を図ります。

【主な事務事業】

○ 稲城ふれあいの森事業

〔稲城ふれあいの森でのキャンプ〕



第2節 生涯学習の推進

1 生涯にわたる学習・文化・芸術活動などの振興

【現状と課題】

活動場所の確保

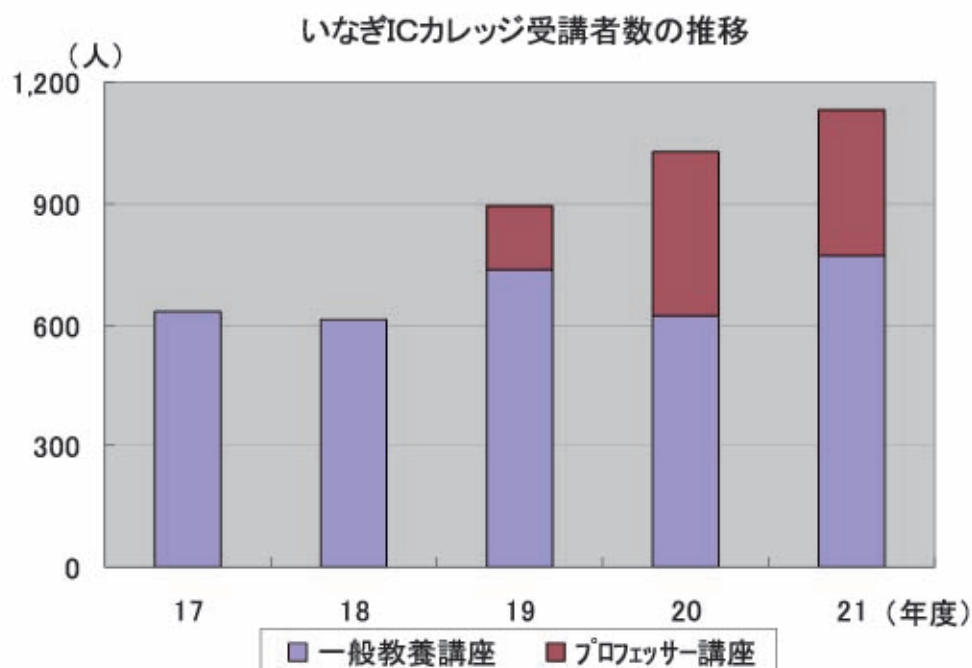
生涯学習に関わるあらゆる活動の支援や活動場所の確保が課題になっています。市内には5カ所の文化センター、中央図書館、体験学習館、さらにはiプラザが平成21年に開館し、市内全域的に活動の拠点となる施設が配置されています。しかしながら、団塊の世代の退職などにより、さらなる活動場所の確保や既存施設の改修整備を計画的に実施し、効果的な活用をする必要があります。

いきいきと活動できる体制づくり

子どもから高齢者まで、いきいきと地域での活動ができるようにサポートするためには、市民と行政が一体となった取組みができる体系と、市民とともに歩む体制づくりが必要となります。

文化・芸術の承継と創造

市内には、多くの文化・芸術団体が文化センターなどを拠点に活動をしています。その他にも、さまざまな分野の指導者、専門家がおおり、市民祭の一環として行われる「市民文化祭・芸術祭」でその活動の成果を発表しています。こうした文化・芸術活動をより地域に根ざしたものにしていくため、各団体を取りまとめる体制づくりが重要となってきます。



【施策】

(1) 生涯学習の支援

だれもがいきいきと学び続けるための支援として、いなぎICカレッジの講座を充実します。また、身近な場所で気軽に希望の講座を開設できる生涯学習宅配便講座を充実していきます。さらに、子どもたちの地域活動や自主的な社会参加のきっかけづくりとして、夏休み等の地域イベントなどの適切な情報提供をすることで、子ども100ポイントラリー事業を充実していきます。こうした学習の成果を活かして市民が地域で活躍できるよう、生涯学習の支援に取り組みます。

(2) 文化・芸術活動の推進と支援

市民が身近に文化・芸術活動に親しめるように、サロンコンサートなど、さまざまな鑑賞の機会や文化の創造・交流の場の充実に努めます。また、「市民文化祭・芸術祭」などでの発表の場を充実するとともに、各種団体への支援および青少年の文化・芸術活動の育成を支援していきます。

(3) 生涯学習情報の提供

市報、ホームページなどにより適切な生涯学習情報を提供します。また、新たに市民活動を始めるグループなどには、講師の紹介やグループ活動の情報提供を充実していきます。

【主な事務事業】

- 第三次稲城市生涯学習推進計画の策定
- いなぎICカレッジの充実

【指標および目標値】

指 標	現状値	目標値	説 明
いなぎICカレッジ年間受講者数	1,131人	1,300人	一般教養講座、プロフェッサー講座の受講者数です。

2 社会教育の充実

【現状と課題】

「地域の活動拠点」としての公民館

5つの公民館では、「市民の茶の間・ひろば・学校」として多くの市民が活動しています。また、地域振興プラザやiプラザなど他の類似施設においても、市民の余暇・学習活動が活発に行われています。情報化の進展や社会情勢が変化するなか、学びの形態は多様化しています。

市民のさまざまな学習ニーズを的確に把握し、行政が取り組むべきテーマを中心に主催講座を実施する一方、市民の主体的な学習活動を支援して、これらの活動に多くの市民が参加できるよう結びつけていくことが必要となります。

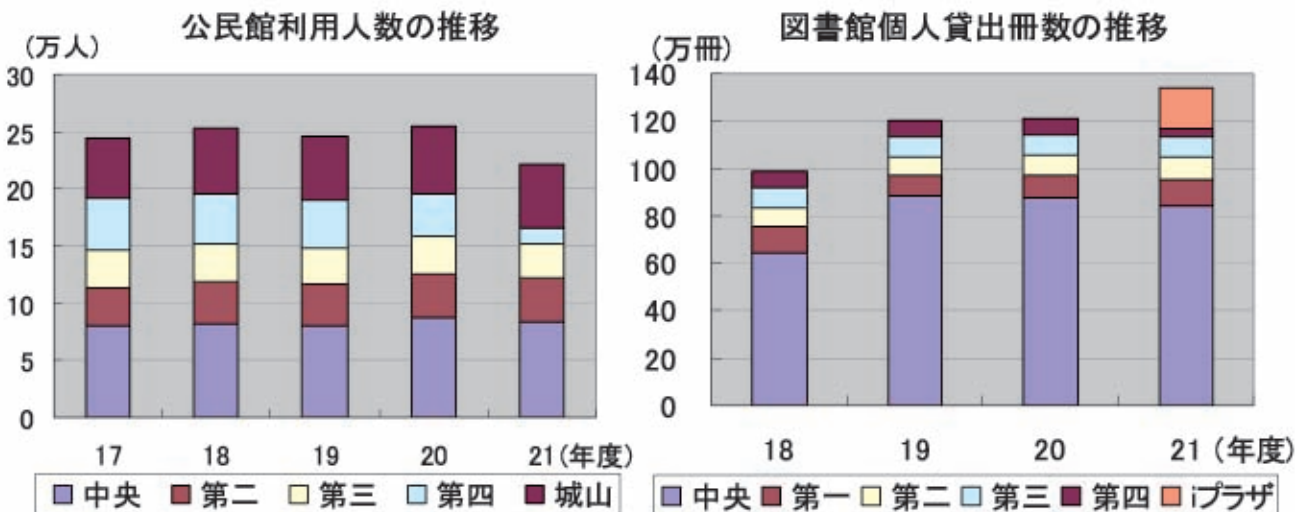
また、施設については、耐震補強および老朽化にともなう改修の必要があります。

「地域の情報拠点」としての図書館

平成18年に中央図書館、平成21年にiプラザ図書館が開館し、市内6館と2つの配本所で構成する図書館網が整いました。予約システムの充実、視聴覚資料の導入、学習スペースの確保などにより“いつでも どこでも だれでも”利用できる地域の情報拠点として、多くの市民に活用されています。

一方、市民の図書館に対するニーズは多様になっており、求められる情報も高度なものが増えていることから、資料の充実・電子資料の活用継続して取り組み、情報提供機能を高める必要があります。あわせて、日常の問題や地域の課題を解決するための情報収集と円滑なレファレンスサービス（調べ物・情報活用の相談）に関するノウハウの蓄積などが大切になってきています。

次代を担う子どもたちの育ちに読書はさまざまな役割を果たすことができます。平成20年度に策定した「稲城市子ども読書活動推進計画」に基づき、稲城の子どもたちの「読書に親しみながら、自ら調べ自ら考える力」を育むため、関係機関と連携して図書館サービスを展開していく必要があります。



※平成21年度は、第四文化センターで大規模改修工事を実施

【施策】

(公民館)

(1) 市民各層への事業提供

市民のさまざまな学習ニーズを的確に把握して、市民の主体的な学習活動を支援していきます。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるように市民各層への事業の提供に努めます。

(2) 施設の充実

耐震診断および劣化診断に基づいて、耐震補強および改修を適切に進めます。

(図書館)

(3) 資料の充実整備

地域の情報拠点として、市民のニーズに応えられるよう多様な資料の充実を図っていきます。オンラインデータベース等電子資料については、省スペースで情報量が大きいという特性を活かし、積極的な活用により情報提供機能の充実に努めます。

(4) 課題解決を支援するサービスの充実

日常生活での問題から地域の課題まで、さまざまな課題解決に必要な資料情報を収集し発信していきます。また、レファレンスサービスを充実させることにより、情報活用の支援に努めます。

(5) 子どもの読書活動の推進

次代を担う子どもたちが、本と親しみ、豊かな読書体験を積みながら成長できるように、学校等関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。

【主な事務事業】

- 大規模改修事業（第二文化センター等）
- 稲城市子ども読書活動推進計画の推進

【指標および目標値】

指標	現状値	目標値	説明
公民館年間利用人数	253,944 人	280,000 人	公民館の利用状況を測る指標で、平成32年の推計人口を基にした目標値です。 ※現状値は、改修工事による休館がなかった平成20年度の数値です。
図書館年間個人貸出冊数	1,338 千冊	1,500 千冊	図書館の利用状況を測る指標で、平成32年の推計人口を基にした目標値です。

3 文化財の保存と活用

【現状と課題】

文化財保護思想

市内には各種の貴重な文化財が分布しています。その数は、国指定文化財2件、東京都指定文化財8件、稲城市指定文化財19件です。また、郷土芸能として、神楽、獅子舞、お囃子など歴史のある民俗芸能が伝承されています。

文化財保存施設としては、郷土資料室をはじめとして、文化財収蔵庫、小学校の余裕教室などを活用しています。

今後、このような文化財の保存・伝承を図りながら、より多くの市民へのPRを進め、郷土の歴史・文化財にふれる機会を提供し、文化財保護に対する理解を深める必要があります。稲城の歴史と文化財について身近にふれることのできる施設の充実を図り、市民の協力を得ながら文化財保護思想の普及を図っていく必要があります。

〔国の指定文化財“江戸の里神楽”〕



【施策】**(1) 文化財保護思想の普及**

文化財講座の開催、文化財見学会の実施、郷土芸能まつりの開催、学校教育と連携した文化財のPRなどを通じて、郷土の歴史・文化財にふれる機会を提供し、文化財保護思想の普及を図ります。

(2) 文化財資料の調査と収集・保管・公開

歴史資料、民俗資料など各分野の文化財調査を実施し、稲城の歴史と文化財の把握に努めます。また文化財調査により明らかになった各種文化財資料の収集を行い、分類・整理・保管を実施します。収集した資料を展示し、市民に公開して、その活用を図ります。

(3) 郷土資料室の充実

稲城市郷土資料室の充実に努めます。展示資料の充実を進め、稲城の歴史と文化財に対して身近にふれることのできる施設として、見学者の増加を図ります。

【主な事務事業】

- 各分野の文化財調査の実施、文化財の把握
- 郷土資料室の整備

4 スポーツ・レクリエーション活動の振興

【現状と課題】

多様なニーズ

近年、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむ市民もさまざまで、ふれあいや交流を楽しむ人、競技性をめざす人、体力の維持や精神的なストレスの解消などといった健康面からスポーツ活動をする人など、自発的にスポーツ・レクリエーション活動をする市民が増加してきています。その一方で、運動をする人とならない人の二極化も進み、特に子どもたちの体力低下の問題が指摘されており、日常生活において体を使って運動する子どもたちは減少傾向にあります。幼少期の遊び、青少年・成人での競技スポーツやレクリエーションスポーツ、高齢者の健康意識からのトレーニングなど、生涯スポーツの時代に入り、多くの市民が、気軽に日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会・環境づくりが求められています。

スポーツ施設の充実

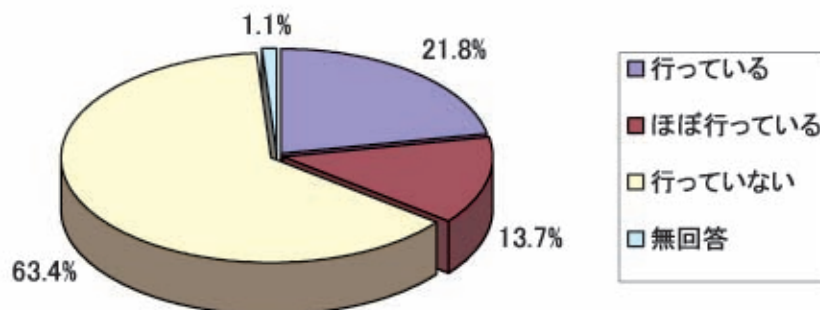
本市では、スポーツ・レクリエーション活動の増大・多様化に対応して、施設の整備を進めてきており、2013年東京国体の軟式野球競技会場となっていることや市民の利便性・安全性に配慮するために、既存のスポーツ・レクリエーション施設の整備とともに、健康増進を図る施設との連携を進める必要があります。

また、限られた施設のなかで一人でも多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、スポーツ施設の有効活用を図る必要があります。

人材育成

身近なスポーツに接する機会として、体育協会や各地区の体育振興会並びに総合型地域スポーツクラブへの支援を進め、各種スポーツ団体の組織の強化と指導者養成・情報提供に一層の連携を図る必要があります。

週に1回以上運動をする人の割合



(平成21年市民意識調査)

【施策】

(1) スポーツ・レクリエーションの普及

市民が生涯を通じて健康を維持し、増進を図るために、年齢・体力・ライフスタイルに応じ、楽しみながらできるスポーツ・レクリエーションの普及に取り組みます。特に、これから迎える高齢社会、子どもの体力低下問題に積極的に取り組み、スポーツ関係団体、地区体育振興会などと連携を図りながら、各種スポーツ教室の開催や多様なスポーツ・レクリエーション振興事業を展開します。

また、市民ニーズを踏まえたスポーツイベントの開催、だれもが身近に気軽にスポーツに親しめる仕組みを整え、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化を促進します。

(2) スポーツ・レクリエーション環境の整備

健康・運動施設の拠点となる中央公園内にある総合体育館などの大規模改修を進めるとともに、市民が安全で安心して利用できるよう既存施設の改修に努めます。多くの市民がスポーツ施設を利用できるよう、地域開放に必要な市立学校の体育施設や市内にある高校・大学などと連携して地域への開放を促進します。

また、市民の利便性を高めるため、スポーツ施設の予約システムの導入を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の支援

市民が主体となったスポーツ・レクリエーション活動を推進し、自主的なスポーツ・レクリエーション団体・グループへの支援に努めます。また、質の高いスポーツ・レクリエーション指導者の確保に向けて、指導者養成講習会や研修活動の開催に努めるとともに、地域における指導者の育成と活動の場の充実を図ります。

【主な事務事業】

- 中央公園体育施設の大規模改修事業
- スポーツ施設予約システムの導入
- 稲城市生涯スポーツ振興計画の策定

【指標および目標値】

指標	現状値	目標値	説明
スポーツ実施率	35.5%	50.0%	市民意識調査による週1回以上、運動をする人の割合です。 【参考】成人の週1回以上のスポーツ実施率(国 45.3% H21 都 39.2% H19)



未来の稲城

未来の稲城市
と自然保護



魔法の町
稲城